

# 動植物の重要な種等に関する情報開示の考え方について

## 1. 基本的な考え方

重要な種等に指定・指摘されている動植物の生息・生育箇所等が具体的に特定できる情報（開示された情報を組み合わせることにより特定できるものを含む）を公にすることにより、乱獲・盗掘のおそれがあり、当該動植物の保護に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とする。

ただし、既に論文等で公にされている情報は開示する。

## 2. 環境影響評価図書での取り扱い

### (1) 種名

動物、植物ともに全て開示する。

### (2) 位置情報（名称、図）

#### a) 動物

基本的に確認地点等からの移動性が高いと考えられるため、情報を開示する（ただし、猛禽類、スイゲンゼニタナゴは除く。）。

○猛禽類：飛翔図、狩り場、止まり、営巣確認地点、行動圏内部構造解析結果、調査（観察）位置、観察時間図（詳細なもの）など、位置特定につながる情報は、個体保護に反するため、情報を不開示とする。ただし、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ及びビヌワシの4種以外の猛禽類の確認地点の情報は地先名までを開示する。

○スイゲンゼニタナゴ：本種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種であり、岡山県内での生息地が限られていること、生息地からの移動性が低いこと等から、生息地の特定に繋がる情報は種および生息地の保護に反するため、情報を不開示とする。

#### b) 植物

移動困難で位置が特定でき盗掘・乱獲のおそれがあるため、情報を不開示とする（ただし、下記の重要な群落については別途既に公開されているため開示する。）。

○アラカシ群落：重要な群落である「アラカシ群落」は、根拠出典である「植物群落レトリブータブック（(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会 平成8年）」の中に分布位置図の記載はないが、「第2回自然環境保全基礎調査 岡山県動植物分布図（環境庁 昭和56年）」に記載されている特定植物群落と照合することにより、「猿掛の樹林」と同群落であることが特定でき、当該文献では分布位置図が公にされている。

## 3. その他

今後、新たに重要な種等が確認された場合は、随時、情報不開示にすべきものがないか検討する。

以上

## 【参考】動植物の重要な種等の選定根拠について

### ■動物の重要な種及び注目すべき生息地

- a. 「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」に基づき指定された天然記念物又は特別天然記念物、「岡山県文化財保護条例(昭和 29 年岡山県条例第 90 号)」、「倉敷市文化財保護条例(昭和 52 年倉敷市条例第 34 号)」、「総社市文化財保護条例(平成 17 年総社市条例第 117 号)」、「矢掛町文化財保護条例(昭和 32 年矢掛町条例第 5 号)」に基づき指定された天然記念物
- b. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)」に基づき定められた国内希少野生動植物種又は緊急指定種
- c. 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び II のレッドリストの見直しについて (環境省 平成 19 年 8 月)」、「鳥類、爬虫類、両生類及びその他の無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成 18 年 12 月)」掲載種
- d. 「岡山県版レッドデータブック 2009—絶滅のおそれのある野生生物— (岡山県 平成 22 年 3 月)」掲載種
- e. その他専門家により指摘された重要な種
- f. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年 条約 28 号)」第二条一の規定により指定された湿地の区域
- g. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)」に基づき定められた生息地等保護区
- h. その他専門家により指摘された重要な生息地の選定根拠

### ■植物の重要な種及び群落

- a. 「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」に基づき指定された天然記念物又は特別天然記念物、「岡山県文化財保護条例(昭和 29 年岡山県条例第 90 号)」、「倉敷市文化財保護条例(昭和 52 年倉敷市条例第 34 号)」、「総社市文化財保護条例(平成 17 年総社市条例第 117 号)」、「矢掛町文化財保護条例(昭和 32 年矢掛町条例第 5 号)」に基づき指定された天然記念物
- b. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)」に基づき定められた国内希少野生動植物種又は緊急指定種
- c. 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び II のレッドリストの見直しについて (環境省 平成 19 年 8 月)」掲載種
- d. 「岡山県版レッドデータブック 2009—絶滅のおそれのある野生生物—(岡山県 平成 22 年 3 月)」掲載種
- e. その他専門家により指摘された重要な種  
(重要な群落)
- a. 「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」に基づき指定された天然記念物又は特別天然記念物、「岡山県文化財保護条例(昭和 29 年岡山県条例第 90 号)」、「倉敷市文化財保護条例(昭和 52 年倉敷市条例第 34 号)」、「総社市文化財保護条例(平成 17 年総社市条例第 117 号)」、「矢掛町文化財保護条例(昭和 32 年矢掛町条例第 5 号)」に基づき指定された天然記念物
- b. 「植物群落レッドデータブック ( (財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会 平成 8 年 4 月)」に掲載されている群落
- c. その他専門家により指摘された重要な群落

以 上